

162	"	URECCO gal 9月号(通巻56号)	01865 - 9	傑大洋書房
163	"	ジゲンEX 9月号(VOL.29) 本当にあった浮気話 9/1増刊	18124 - 9	"
164	"	PENT・JAPAN 9月号(通巻141号)	07933 - 9	傑ぶんか社
165	コミック	コミック まあるまん 9月号(通巻147号)	13701 - 9	"
166	"	COMIC シゲマナラス 熟女ものがたり 9月号増刊(VOL.1)	04348 - 09	曙出版
167	雑誌	HUNTER 2006夏号 トラックキング 9月号増刊	16718 - 09	傑英和出版社
168	"	@BUNTA 9月号(通巻第82号)	11537 - 09	傑コアマガジン
169	"	ビデオボーイ 9月号(No.269)	07679 - 9	傑ジーオーライ
170	コミック	COMIC キャンドール 9月号(VOL.32) 週刊漫画サンデー・9・11号増刊	20839 - 9/11	傑実業之日本社
171	雑誌	IPi 9月号(通巻83号)	01481 - 9	傑冒遊社
172	コミック	Do-Kyun-i スコーラ9月号増刊(VOL.01)	15402 - 9	傑スコーラマガジン
173	雑誌	DVD MAX 恋愛美人イブ 9月号増刊(VOL.11)	19616 - 9	傑セブン新社
174	"	@BACARBON!! iパラダイス9月号増刊(VOL.9)	11440 - 09	傑ダイアプレス
175	"	パンコンパラダイス 9月号(VOL.172号)	07483 - 09	傑メデアックス

176	"	カルビPOWER 9月号(通巻149号)	02591 - 09	傑若生出版
177	"	Chupp スペシャル 9月号(通巻第63号)	16151 - 9	傑コアマガジン社

香川県告示第五百七十二号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十八年九月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
一八一	平成十八年九月一日から 平成二十一年八月三十一日まで	医療法人社団 聖心会 阪本病院	東かがわ市川東一〇三番地一
一八二	平成十八年九月一日から 平成二十一年八月三十一日まで	医療法人社団 三恵会 木太三宅病院	高松市木太町三八三六番地七

香川県告示第五百七十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年九月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 中土指道 第十五号
- 二 指定年月日 平成十八年八月二十三日
- 三 指定道路の位置 丸亀市垂水町字妙見一七五六 六及び一七五八 四
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・〇メートル
延長 三三三・一四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年十月二十三日まで縦覧に供する。

平成十八年九月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十八年八月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人いのちの応援舎

山本 文字

高松市春日町一七六番地

三 定款に記載された目的

この法人は、赤ちゃんから高齢者に対して、その人らしさを求めた生き方を支援する事業を行い、その人の生活の質を高める事に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年十月二十三日まで縦覧に供する。

平成十八年九月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十八年八月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人グループホームネット香川

岩佐 亜紀

高松市伏石町三二六番地一 一〇二号

三 定款に記載された目的

この法人は、精神障害を持つ人の地域生活を支えるグループホームを設立し、地域に普及することを目的とする。社会資源の発展・充実に寄与することで、県民の精神保健福祉の向上をめざす。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第六条第一項

の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年九月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

西角邦夫 綾歌郡宇多津町大字東分一六二三番地一

宮崎輝雄 綾歌郡宇多津町大字東分一九三七番地

宮崎雅彦 綾歌郡宇多津町浜七番丁九四番地二ツインタワー瀬戸大橋三一 五〇

四

宮崎健二 綾歌郡宇多津町大字東分一五三二番地五

新田フミコ 綾歌郡宇多津町大字東分一六一一番地一

横田佳津子 綾歌郡宇多津町大字東分三二四番地二

水野謙作 綾歌郡宇多津町大字東分一六二七番地

貴田義博 綾歌郡宇多津町大字東分四六二番地

白川瑞夫 綾歌郡宇多津町大字東分一八六番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地
デオデオ宇多津店 綾歌郡宇多津町大字東分板橋東三二四番地一

3 変更した事項
(一) 大規模小売店舗の名称
変更前 キヨ一エイ宇多津店
変更後 デオデオ宇多津店
(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社キヨ一エイ 徳島県徳島市伊月町三丁目八番地
代表取締役 埴淵一夫
変更後 株式会社デオデオ 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号
代表取締役 友則和寿

4 変更年月日
平成十八年六月二十三日

5 変更する理由
テナントの変更

二 届出年月日
平成十八年八月二十五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課
2 縦覧期間
平成十八年九月五日(火曜日)から平成十九年一月五日(金曜日)まで

四 意見書の提出
法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十九年一月五日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支

援課及び宇多津町産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目
(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(四) 意見の内容

2 提出先
郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年九月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
株式会社デオデオ 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地
デオデオ高松店 高松市春日町字川尻一〇二八番一号ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
株式会社デオデオ 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十九年四月二十九日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四、九五九平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の収容台数

- 二七〇台
- (一) 駐輪場の収容台数
 - 一四五台
- (二) 荷さばき施設の面積
 - 三〇九・一〇平方メートル
- (三) 廃棄物等の保管施設の容量
 - 四九・六七立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 開店時刻午前十時
 - 閉店時刻午後九時
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前九時三十分から午後九時三十分まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数
 - 三箇所
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前六時から午後十時まで
- 二 届出年月日
 - 平成十八年八月二十八日
- 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
 - 香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
 - 2 縦覧期間
 - 平成十八年九月五日（火曜日）から平成十九年一月五日（金曜日）まで
- 四 意見書の提出
 - 法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十九年一月五日（金曜日）まで）に次の提出

先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

- 1 記載すべき項目
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (三) 意見を述べよとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (四) 意見の内容
- 2 提出先
 - 郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
 - 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、小豆郡土庄町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）笠滝地区）を行うことについて平成十八年八月二十三日適当と決定した。

その関係書類を土庄町農林水産課において平成十八年九月十二日から同年十月二日まで縦覧に供する。

平成十八年九月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年八月二十三日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年九月十二日から同年十月二日まで縦覧に供する。

平成十八年九月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
神子ヶ浜地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 神子ヶ浜地区	土庄町農林水産課
大木戸地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業) 大木戸地区	"
大信地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 大信地区	"
西岡地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 西岡地区	"

平成十八年九月五日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています